

横浜市食育推進計画検討委員会設置要綱

制定 平成 21 年 5 月 18 日 健企第 61 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）に基づき、横浜市の食育推進計画を策定するにあたり、専門的かつ客観的な立場から幅広く検討を行うため、「横浜市食育推進計画検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- （1）横浜市食育推進計画の策定に関する事項
- （2）その他食育推進に関し必要な事項

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱した者（以下「委員」という。）20 人以内をもって構成する。

- （1）学識経験者
- （2）食育に関係する団体の代表者等
- （3）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、横浜市食育推進計画の策定を終えるまでの間とする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第 7 条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係局区の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（会議の公開）

第 8 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、委員会の会議については一般に公開するものとする。ただし、案件によっては、委員の承諾をもって会議の一部または全部を非公開とすることができる。

（庶務）

第 9 条 委員会の庶務は、健康福祉局企画課において総括し、及び処理する。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 21 年 5 月 18 日から施行する。

（会議召集の特例）

- 2 この要綱施行後の最初の委員会の招集は健康福祉局長が行うものとする。